

令和元年 1 1 月定例教育委員会
議案説明資料

議案 3 件

計 3 件

番号	議案第21号	担当	教育総務部教育総務課
議案名	令和元年度松原市一般会計補正予算（第3号）について		
説明	<p>各小・中学校のトイレにつきましては、順次、改造工事を行っております。</p> <p>松原第七中学校のトイレにつきましては、平成25年度に南館1階トイレの改造工事を行っており、この度、国庫補助事業の採択がされたことにより、引き続き南館2階・3階・4階のトイレ改造工事を行い、老朽化したトイレ環境を改善するとともに、男子トイレ・女子トイレのそれぞれに車いす対応トイレの整備も併せて行うものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

番号	議案第22号	担当	学校教育部教職員課
議案名	松原市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について		
説明	<p>「松原市立学校の管理運営に関する規則」について、本規則の幼稚園の「主任教諭」の職を廃止するとともに、新たに総括主任教諭（係長級）及び主任を置くことができることとするもの。</p> <p>また、園長専決事項について、園長が不在の場合、総括主任教諭が当該事項を代決することができる旨を規定する。また、校長専決事項についても同様に、校長が不在の場合に、教頭が当該事項を代決することができる旨を規定するものです。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。</p> <p>公布の日</p>		

松原市立学校の管理運営に関する規則

改正後	改正前
<p>(校長の専決事項) 第5条 (略) 2 (略) 3 校長の専決する事項について、校長が不在のときは、教頭が当該事項を代決することができる。</p>	<p>(校長の専決事項) 第5条 (略) 2 (略)</p>
<p>4 前項の代決については、松原市教育委員会事務代決及び専決規程(昭和48年教委規程第1号)に規定する代決の例による。</p> <p>(総括主任教諭等)</p>	<p>(主任教諭)</p>
<p>第23条 幼稚園に総括主任教諭及び主任を置くことができる。</p> <p>2 総括主任教諭は、幼稚園の教諭のうちから、別に定める試験又は選考により、教育委員会が命ずる。</p>	<p>第23条 主任教諭は、教諭のうちから園長の意見を聴き、教育委員会が命ずる。 2 主任教諭は、園長の命を受け園務をつかさどる。</p>
<p>3 総括主任教諭は、園長を補佐し、その命を受けて、所属職員を指導するほか園務をつかさどる。</p> <p>4 主任は、総括主任教諭その他上司の命を受けて、園児の教育に従事する。</p>	
<p>(園長の専決事項) 第24条 (略) 2 (略) 3 園長が専決する事項について、園長が不在のときは、総括主任教諭が当該事項を代決することができる。</p>	<p>(園長の専決事項) 第24条 (略) 2 (略)</p>
<p>4 前項の代決については、松原市教育委員会事務代決及び専決規程(昭和48年教委規程第1号)に規定する代決の例による。</p>	

番号	議案第23号	担当	市民協働部市民図書館
議案名	松原市図書館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について		
説明	<p>松原市民松原図書館の自習室の利用を令和元年12月16日より始めるに当たり、松原市図書館条例の一部を改正する条例の規定中、自習室に関する部分の施行期日を令和元年12月16日と定めるものです。</p> <p>なお、松原市図書館条例の一部を改正する条例の施行期日については3回に分けて設定しており、1回目の施行期日は令和元年7月1日と定め、この日を指定期間の開始日とし、以後、指定管理者により新図書館の開館準備業務を行っています。2回目については、新図書館の開館に先立ち自習室の利用を開始するために、施行期日を令和元年12月16日とするものです。</p>		
施行期日等	<p>※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。</p> <p>令和元年12月16日</p>		

